

津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱

令和4年3月29日訓第21号

(趣旨)

第1条 この要綱は、職場におけるハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職場 本市の職員が、その職務を遂行する場所（出張先、職務で使用する車中等通常執務を行う場所以外の場所その他実質的に職務の延長線上にあると考えられる場所を含む。）をいう。
- (2) ハラスメント セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護等に関するハラスメント及びその他のハラスメントをいう。
- (3) ハラスメントに起因する問題 ハラスメントのため職員の職場環境が害されること及びハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けることをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 他の職員に不快感を与える職場又は職場外における性的な言動をいう。
- (5) パワー・ハラスメント 職務上の権限、地位等の職場における優位性を背景にして、本来の業務又は指導の範囲を超えて、継続的に職員の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (6) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 妊娠し、若しくは出産すること又は妊娠、出産、育児若しくは介護に関する制度若しくは措置を利用することに関し、上司又は他の職員から行われる当該職員の職場環境を害する言動をいう。
- (7) その他のハラスメント 他の職員の人格若しくは尊厳を害し、他の職員に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は他の職員の職場環境を害する言動をいう。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、ハラスメントの防止及び排除のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 快適な職場環境を確保するため、日頃から所属職員の言動に留意し、必要な対策を行うなど、ハラスメントが生じないように努めること。
- (2) 所属職員からハラスメントに関する相談又は苦情（以下「相談等」という。）があった場合は、プライバシーに十分に配慮しながら速やかに対応し、解決に努めること。

（職員の責務）

第4条 職員は、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、職場環境を害することを自覚するとともに、互いに人格を尊重して業務を遂行しなければならない。

- 2 職員は、ハラスメントが発生した場合には、快適な職場環境を形成するため、加害者に対しては明確な意思表示をして所属長に相談をするなど、適切な行動に努めなければならない。

（相談窓口の設置）

第5条 ハラスメントの被害を受けていると申し出た職員（以下「相談者」という。）又は他の職員に対するハラスメントを不快に思う職員の相談等に対応するため、総務部人事課に相談窓口（以下「窓口」という。）を設置する。

- 2 窓口は、ハラスメントが生じている場合だけでなく、ハラスメントを未然に防止する観点から、その発生のおそれがある場合又はハラスメントに該当するか否か判断し難い場合についても、相談等として受け付けるものとする。

（相談等の処理）

第6条 人事課長は、窓口に相談等があった場合は、相談者の了解を得た上で、速やかに次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 相談者、相手方及び関係職員に対して事実関係の調査及び確認を行うこと。
- (2) 相談者が次条に規定する津市ハラスメント事実調査委員会（以下「事実調査委員会」という。）での処理を事実調査申請書（第1号様式）により申請した場合は、その処理を依頼すること。

（事実調査委員会）

第7条 本市のハラスメントに関する事実調査を行うため、事実調査委員会を置く。

- 2 事実調査委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。

- 3 委員長には総務部長を、副委員長には総務部次長をもって充てる。
- 4 委員には、総務課長、法務室長、人事課研修担当副参事その他委員長がその都度必要と認める職員をもって充てる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 事実調査委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 8 事実調査委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(事実調査結果への対応措置)

第8条 事実調査委員会は、事実調査の結果、ハラスメントのおそれがないと判断した場合は、その旨を相談者及び相手方に通知するものとする。この場合において、事実調査委員会は、関係者に対し、適切な指導助言を行うことができる。

- 2 事実調査委員会は、事実調査の結果、ハラスメントのおそれがあると判断した場合は、その事案を次条に規定する津市ハラスメント事実認定委員会（以下「事実認定委員会」という。）に送付しなければならない。
- 3 相談者は、事実調査委員会の事実調査結果に不服がある場合は、事実認定委員会に事実認定の申立てをすることができる。
- 4 前項の申立ては、申立てを行う理由を記載した申立理由書（第2号様式）により行うものとする。

(事実認定委員会)

第9条 前条第2項の規定による事案の送付又は同条第3項の申立てがあった場合におけるハラスメントの事実認定を行うため、事実認定委員会を置く。

- 2 事実認定委員会は、委員長、副委員長及び委員で構成する。
- 3 委員長には津市副市長事務分担規則（平成18年津市規則第242号）第2条第1号に規定する副市長を、副委員長には総務部長をもって充てる。
- 4 委員は、職員のうちから、市長が任命する。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 事実認定委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

8 事実認定委員会は、必要があると認めるときは、識見を有する者から意見等を聴き、又は関係職員の説明等を求めることができる。

9 事実認定委員会の庶務は、総務部人事課において処理する。

(事実認定結果への対応措置)

第10条 事実認定委員会は、ハラスメントの事実の有無にかかわらず、その結果を相談者及び相手方に通知するものとする。この場合において、事実認定委員会は、関係者に対し、適切な指導助言を行うことができる。

2 事実認定委員会は、ハラスメントの事実が認定された場合は、相手方の所属長に対して、適切な措置を講じるように意見を具申しなければならない。

(プライバシーの保護)

第11条 ハラスメントに関する相談等を受けた者並びに事実調査委員会及び事実認定委員会（以下「各委員会」という。）の委員長、副委員長及び委員は、関係者のプライバシーの保護及び秘密の厳守を徹底し、関係者が不利益な取扱いを受けないように留意しなければならない。

(除斥)

第12条 各委員会の委員長、副委員長及び委員は、自己又はその親族に関する事案の審査に参与することができない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式(第6条関係)

年　月　日

(宛先) 津市ハラスメント事実調査委員会委員長

所属部課

申請者　職名

氏名

事　実　調　査　申　請　書

津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり事実調査を申請します。

記

1 事実調査を希望する内容

2 申請理由、証拠、証人等

3 申請者の意向

- (備考) 1 記載する内容は、具体的に、かつ、詳細に記載すること。
2 参考となる資料がある場合は、それを添付すること。

第2号様式(第8条関係)

年　　月　　日

(宛先) 津市ハラスメント事実認定委員会委員長

所属部課

申請者　職名

氏名

申立理由書

津市職員のハラスメントの防止等に関する要綱第8条第3項の規定に基づき、下記のとおりハラスメントの事実認定のための申立てをします。

記

1 事実調査委員会での調査結果内容

2 申立理由、新たな証拠等

- (備考) 1 記載する内容は、具体的に、かつ、詳細に記載すること。
2 参考となる資料がある場合は、それを添付すること。